

広陵町男女共同参画後期行動計画（案）
に係る答申書

令和5年2月4日

広陵町男女共同参画審議会

1 はじめに

本町では、平成 29 (2017) 年 3 月に男女共同参画社会の推進に関する事項を調査および審議するための諮問機関として「広陵町男女共同参画審議会」を設置し、審議を重ね、平成 30 (2018) 年 3 月、「広陵町男女共同参画行動計画」を策定しました。以降、計画に基づき男女共同参画施策に取り組んできました。

令和 4 年度末で「男女共同参画行動計画」の中間年を迎えることから、社会情勢の変化や男女共同参画に関する住民意識の変化を反映し、より現状に合った計画とするため、中間見直しを実施することとなり、令和 4 年 6 月 25 日に諮問を受けて以降、公募による委員、各種団体の長、知識経験者の計 15 名により真摯に議論を重ねました。

各委員の現状や知見を生かして、これまでの男女共同参画に関する取組の推進状況や課題、社会情勢や住民意識の変化などを精査、反映し、「男女共同参画後期行動計画(案)」を作成しました。よってここに別添計画案のとおり答申します。

2 計画の概要

※詳細は別添「男女共同参画後期行動計画(案)」をご覧ください。

前回計画策定以降、新型コロナウイルスの大流行やパパ育休制度の開始などの社会情勢の大きな変化がありました。一方で、町内女性の就業率は上昇しながらも全国的に見ると依然として低い水準にあります。

そこで、後期計画の策定にあたって、昨年 8 月から 9 月にかけて、住民意識調査を実施し、男女共同参画をとりまく状況や住民意識の変化等を確認しました。調査結果を審議する中で、女性の社会進出が漸次進む中、多くの家庭で男女共同での家事育児を理想としながらも、女性が中心となって家事育児を分担している現状など、取り組むべき課題が浮き彫りとなりました。こういった課題に対して継続性のある取組を行っていくため、現在の計画での主要課題および基本目標を踏襲しながらも、数値目標や具体的施策、施策の包括関係等を全体的に見直しました。

1 基本理念

前期計画を踏襲し、「誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会を目指す」とし、女性の活躍だけに特化するのではなく、男性も女性も、高齢者も子どもも、すべての方が住みよいまちを目標にしています。

2 計画期間 10 年間 (平成 30 年度～令和 9 年度)

- ・前期計画期間 平成 30 年度～令和 4 年度
- ・後期計画期間 令和 5 年度～令和 9 年度

※計画制定から令和 4 年度末で 5 年が経過するため、計画の見直しを行いました。

3 主要課題と基本目標

8 月から 9 月に町民 2,500 人を対象に意識調査を実施し、その調査結果を基に広陵町における男女共同参画の主な課題と基本目標を、次のとおり設定しています。

※は前回計画からの変更点です。

・主要課題

- ① 女性雇用促進に向けた子育てサービスの充実
- ② ジェンダー平等と男女共同参画意識の醸成（啓発の重要性）
※②ジェンダー平等の観点を追加しました。

・基本目標

- ① 固定的役割分担意識によらない自由な選択ができる
- ② 男女がともに参画できる機会を確保する
- ③ 男女がともに働きやすい町をめざす
※③「女性が働きやすい町」という表現から、「男女ともに働きやすい町」に変更しました。

4 3つの主要施策

基本理念と基本目標を達成するための施策とともに、世界や国の流れを加えたものが、次の3つの主要施策です。※は前回計画からの変更点です。

・主要施策

- ① あらゆる分野における男女の活躍
- ② 人権が尊重される、安心安全な暮らしの実現
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備
※②「男女の人権が尊重される」という表現から、「人権が尊重される」という表現に変更しました。

3 要請

1 広陵町における男女共同参画社会実現

本審議会の内容を踏まえ、広陵町における男女共同参画社会実現に向けて行政がリーダーシップを発揮し、積極的に住民への情報発信を行うことで、誰もが多様な選択肢から選択できるよう、継続的な取組を実施してください。

2 未来の世代を育む取組

子育て世代に必要な支援体制の構築や環境づくり、また、子どもたちが性別にとらわれない自由な選択ができるよう小中学校においての出前講座の実施など、まちの将来を担う次世代を育む取組を実施してください。

3 連携体制の充実・強化

男女共同参画社会実現には、行政機関内の連携および、住民や事業者、NPO や区・自治会などの地域団体などと連携することが不可欠です。それぞれがあらゆる機会をとらえて協働および連携ができるよう、協議の場等の支援や連携に向けた取組を積極的に推進してください。

4 計画推進状況の点検管理

男女共同参画社会実現のため、計画の推進状況について、毎年進捗状況の点検管理を実施してください。